MSN ホーム | Hotmail | ニュース | ショッピング | マネー | スペース

ジサインイン

Web 検索 :

検索



コミュニティホーム | お気に入りのコミュニティ | 言語 | ヘルプ

🔔 重要なお知らせ

MSN コミュニティ サービスは、2009 年 2 月をもちまして終了させていただきます。 MSN のオンライン コミュニティ パートナーである Multiply にコミュニティを 移行できます。詳細については、こちらをご覧ください。

www. 文法レベルでの自然学会. jp

grammar@groups.msn.com

新着情報

宇田雄一語録:憲法解釈〜文法の見地から〜 掲示板の一覧を表示

今すぐ参加

◆前の話題 次の話題 ▶

≥ 返信を受信トレイに送信

文法レベルでの自然

物理論理学

宇田雄一語録

パンダ的電脳言語考

Web リンク集

[ツール]

りおすすめ 返信

<u>メッセージ 1</u> / 10

投稿者: SourceCodeOf HumanGenome (元のメッセージ)

【屁理屈が渦巻く憲法九条周辺領域】

いわゆる9条問題ついて、 何故に専門家が雁首並べて、 そんな事オレでも分かるわ、と思うような、 同じ所で変な論法に終始するのか、 昨日やっと分かった。

▲前へ 2-10 通を表示:総返信数 10 通 次へ▶ 最新の返信▶ ▲最初の返信

おすすめ

<u>メッセージ 2</u> / 10

投稿者: sourceCodeOf HumanGenome

投稿日時: 2007/05/02 14:45

投稿日時: 2007/05/02 14:36

【初級日本語講座】

いないいないばー

は~い、非日本語圏出身の外交エリートのみなさ~ん。 今日は、日本語の急所の1つをマスターしましょうね~。 とても大切なのので、よーく読んでくださいね。

日本語では「・・・ため」という句は副詞句です。つまり、「・・・ため」=「・・・ために」です。 日本語では「・・・ための」という句は形容詞句です。

これに対して、英語では、 日本語の「・・・ために」も「・・・ための」も両方とも、 「for・・・」になっちゃって、区別がありませんね。 ここが、あなた方の落とし穴でちゅ。

は~い、今日のお勉強は、これで、おしまい。

<u>おすすめ</u>

<u>メッセージ 3</u> / 10

投稿者: : SourceCodeOf HumanGenome

投稿日時: 2007/05/02 14:58

日本国憲法第九条が、

「国際紛争を解決するための陸海空軍その他の戦力を保持しない」 という内容を含む、とも解釈できる、という主張は間違いです。 日本国憲法第九条が、

「国際紛争を解決するため、陸海空軍その他の戦力を保持しない」 という内容を含む、とも解釈できる、

という主張は間違いでないとしても。

りおすすめ

<u>メッセージ 4</u> / 10

投稿者: SourceCodeOf HumanGenome

投稿日時: 2007/05/02 15:10

- >日本国憲法第九条が、
- >「国際紛争を解決する<mark>ための</mark>陸海空軍その他の戦力を保持しない」
- >という内容を含む、とも解釈できる、という主張は間違いです。
- >日本国憲法第九条が、
- >「国際紛争を解決する<mark>ため、</mark>陸海空軍その他の戦力を保持しない」 >という内容を含む、とも解釈できる、 >という主張は間違いでないとしても。

どうしてか、と言うと

日本国憲法第九条には、「ため」と書いてあるのであって、 「ための」とは書かれていないからです。

日本語では、「ため」と「ための」では全然意味が違うからです。

この部分で、日本の再軍国主義化を懸念して 日本国憲法第九条の現在の文章に反発した外国の方々の心配は、 取り越し苦労だったわけです。

なぜなら

「国際紛争を解決するため、陸海空軍その他の戦力を保持しない」 のであれば、自衛のための戦力も保持しない、という事だからです。 「陸海空軍」の後に御丁寧に「その他の戦力」とまで書かれているので、 「軍じゃなくて隊だから良い」という論法も使えません。

りおすすめ 返信

<u>メッセージ 5</u> / 10

投稿日時: 2007/05/02 15:22

投稿者: SourceCodeOf HumanGenome

>「国際紛争を解決する<mark>ため、</mark>陸海空軍その他の戦力を保持しない」 >のであれば、自衛のための戦力も保持しない、という事だ

理由を説明しましょう。

「・・・ための戦力」という表現が指し示す内容は、

「・・・」以外を目的とする戦力を含みません。

しかし、

「・・・ため、保持しない」という表現においては、

「・・・ため」は、

「保持しない」という意志決定の理由や動機を説明しているだけであって、 何を保持しないかを規定する働きを全く持ちません。

だから、

「・・・ため、保持しない」と書かれていれば、

「・・・ため」という動機の妥当性の如何に関わらず

「保持しない」という意志決定の表明を行なった事になるのです。

返信 <u>メッセージ 6</u> / 10

投稿者: psourceCodeOf HumanGenome

投稿日時:2007/05/02 15:39

>「・・・ため、保持しない」と書かれていれば、

>「・・・ため」という動機の妥当性の如何に関わらず

>「保持しない」という意志決定の表明を行なった事になるのです。

例を挙げると分かり易い。

たとえば、ある人が、

「他人に暴行を加えるため、パンツを履くのをやめる」

という意志表明をしたならば

パンツを履くのをやめる事が他人に暴行を加えるのに役立つ、 というトンチンカンな間違った考えに立脚していますが、

その事(トンチンカンである事)を理由に、 「パンツを履くのをやめる」という意志表明をした事にならない、 とは言えない、という事です。

もちろん、

「他人に暴行を加えるためのパンツ、を履くのはやめる」

という意味には成り得ない事は、

前件で説明した通りですが。

<u>) おすすめ</u> 返信 <u>メッセージ 7</u> / 10

投稿者: <u>sourceCodeOf HumanGenome</u>

投稿日時: 2007/05/02 15:47

前件までに述べた事は、強い論理です。

つまり、

これを否定する理屈は甚だしい屁理屈です。

ここより先、少し弱い論理を述べます。

つまり、それに対する否定が、

屁理屈ではあっても甚だしい屁理屈とまでは言えない、

そういう論理についてです。

返信 <u>) おすすめ</u> <u>メッセージ 8</u> / 10

投稿者: <u>sourceCodeOf HumanGenome</u>

投稿日時: 2007/05/02 15:56

日本国憲法第九条②冒頭の「前項の目的」が何を指すのか、 について。

普通は、②の直前の段落全体の内容を指す、 と捉えるべきでしょう。

その内容とは、「・・・を希求し、・・・を放棄する」というものです。

これを実現する手段として②の態度を取る、 と解釈するのが、文章の普通の読み方です。

投稿日時:2007/05/02 23:22

投稿日時:2007/05/04 17:52

- ②冒頭の「前項の目的」が、
- ②直前の段落の一部分だけを指す、

という読み方は、かなり苦しい。

返信 <u>) おすすめ</u> <u>メッセージ 9</u> / 10

投稿者: <a>SourceCodeOf HumanGenome

【国際紛争の範囲】

自衛のための武力行使は、 国際紛争の解決の手段としての武力行使とは言えない、 という考え方も、かなり苦しい。

仮に、日本が完全に無攻撃無抵抗な状態で、 他国が日本に武力で侵略して来たとしよう。 そして、十分に侵略が進んだ後で 日本が、その侵略を食い止め撃退するために武力行使を始めたとしよう。 この様子を客観的に眺めると、 「そこで国際紛争が起こっている」という状況以外の何者でもない。 したがって、その際の日本の武力での抵抗は、 国際紛争を解決する手段としての武力行使だ。

辞書で「国際紛争」を引くと 「国と国との間で行われる争い」みたいな事が書かれている。 要するに、国際紛争ではない紛争、というのは、 国内での紛争、という意味を持つに過ぎないのだ。 あるいは、重箱の隅をつつくならば、 非政府組織間の国境を越えての紛争も、国際紛争ではない、 と言えるかもしれないが。

返信 <u>) おすすめ</u> <u>メッセージ 10</u> / 10

投稿者: sourceCodeOf HumanGenome

「さぼるために仮病を使わない」 という風に発語して、

口語では

「さぼるために仮病を使う事、をするな」という意味にも成り得ます。

体育の先生やスポーツ指導者の口調には、

そういう表現技法が含まれます。

これは、文法的には、

「さぼるために」が「使わない」に掛かっているのではなく、

「使う」に掛かっており

「さぼるために使う」を「ない」が否定している、という構造です。

しかし、口語でも、 「さぼるため仮病を使わない」になると

上記の解釈はかなり苦しく成って来ます。

その意味で、僕が以前述べた、

「・・・ため」=「・・・ために」という等価性は、

いつでも正確に成り立つ、わけではありません。

さて、憲法は書かれた文章です。話された言葉ではありません。 その上、

「・・・ため、陸海空軍その他の戦力を保持しない」という風に文中に「、」が入っています。

この、書かれた言葉である事と「、」が入っている事によって、

憲法が、 「(・・・ため陸海空軍その他の戦力を保持)しない」 と解釈される事は、無理です。

日本語では、

「・・・ため、陸海空軍その他の戦力を保持しない」と書かれれば、

「・・・ために」が「陸海空軍その他の戦力を保持しない」全体に掛かります。

「(・・・ため陸海空軍その他の戦力を保持)しない」という意味の事を書きたければ、

憲法の文型になるべく近い形で書くならば、日本語では、それは、

「・・・ために、陸海空軍その他の戦力を保持はしない」となります。これでも少し無理があります。

法律の他の文言において為されている程度に、

誤解を無くす工夫をするならば、

「・・・ために陸海空軍その他の戦力を保持することは、これをしない」としたはずです

す。そうしてない、ということは、やはり、

憲法の実際の文言は、そういう意味を担わせられた文言ではない、という事です。

▲最初の返信 ▲前へ 2-10 通を表示:総返信数 10 通 次へ ▶ 最新の返信 ▶

44 宇田雄一語録に戻る 4前の話題 次の話題 ▶ 返信を受信トレイに送信

注意: Microsoft は、このコミュニティの内容について、一切の責任を負いません。ここをクリックすると、詳細情報が表示されます。

家族のインターネット MSN プレミアムウェブサービス

MSN ホーム | Hotmail | ニュース | ショッピング | マネー | スペース

ご意見ご感想 | ヘルプ

©2006 Microsoft Corporation. All rights reserved. 使用条件 プライバシー 迷惑メール対策